【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年１月22日
【会社名】	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 （旧会社名　オンキヨー株式会社）
【英訳名】	ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION （旧英訳名　ONKYO CORPORATION）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大朏　宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣１丁目１番41号
【電話番号】	06（6747）9170
【事務連絡者氏名】	取締役　林　亨
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市川俣１丁目１番41号
【電話番号】	06（6747）9170
【事務連絡者氏名】	取締役　林　亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年12月16日付で、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、一部訂正がありましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

２．報告内容

(4) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

（訂正前）

２．報告内容

(4) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ⅱ）手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（中略）

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
①借入金弁済	400	2021年１月～ 2021年３月
②運転資金	744	2021年１月～ 2021年５月
③遅延している営業債務の支払い	2,500	2021年１月～ 2021年５月

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

①　借入金の弁済

当社は、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、まず優先的に2020年12月16日以降本新株予約権の発行までに実施する予定の本件借入れに基づく借入合計金400百万円（上限）のうち、割当予定先の関連会社及びその他金融機関に対する弁済を行う予定です。

（中略）

③　遅延している営業債務の支払い

当社は、2020年９月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、上記②に記載のとおり経常収入からの支払いを行うことに加え、仮に第11回新株予約権が行使された場合には、当該行使によって得られた資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実に行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

（後略）

（訂正後）

２．報告内容

(4) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ⅱ）手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（中略）

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
①借入金弁済	300	2021年１月～ 2021年３月
②運転資金	744	2021年１月～ 2021年５月
③遅延している営業債務の支払い	2,600	2021年１月～ 2021年５月

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

①　借入金の弁済

当社は、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、まず優先的に2020年12月16日以降本新株予約権の発行までに実施する予定の本件借入れに基づく借入合計金300百万円の割当予定先の関連会社に対する弁済を行う予定です。

（中略）

③　遅延している営業債務の支払い

当社は、2020年９月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、上記②に記載のとおり経常収入からの支払いを行うこと、上記①の借入金の弁済及び上記②の運転資金に充当されなかった第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充当することに加え、仮に第11回新株予約権が行使された場合には、当該行使によって得られた資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実に行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

（後略）

以上